

令和7年度企業人権啓発セミナー開催業務委託 落札者決定基準

1 落札者の決定方法

入札参加者は「技術提案書」、「入札書」をもって入札に参加し、入札価格が予定価格の制限の範囲内である者のうち、「2 総合評価の方法」によって得られた数値（以下、「総合評価点」という。）の最も高い者を落札者とする。

なお、総合評価点の最も高い入札者が2者以上あるときは、技術点(別紙評価基準表に基づく)の高い者を落札者とし、技術点の最も高い入札者が2者以上あるときは、くじにより決定するものとする。

この場合において、くじに立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、その者に代わって、当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせることとする。

2 総合評価の方法

(1) 総合評価点は、入札書が無効でない者について次の算式により算定する。

$$\text{総合評価点} = \text{技術評価点} + \text{価格評価点}$$

(2) 技術評価点と価格評価点の配点は、次のとおりとする。

技術評価点 150点 価格評価点 100点

(3) 技術評価点は基礎点と加算点に区分する。技術評価点の評価の詳細については、別紙「評価基準表」のとおりとする。

なお、評価基準表中「必須項目」については、県が技術提案書（以下、「提案書」という。）に求める最低限の要求水準であることから1項目でも最低水準を満たしていない場合、提案書は不合格とし、総合評価点は与えない。

(4) 技術評価点の評価は、複数名の審査員により行う。

審査は、プレゼンテーション形式とし、入札参加者自ら提案書の提案内容について発表する。

リモート (Cisco Webex Meeting 又は Microsoft Teams に限る) によるプレゼンテーションもできるものとする。

また、本プレゼンテーション開始時刻に遅れた場合は無効とする。

なお、審査にあたっては、審査員が提案書内容に対する理解を深めるため、入札参加者に質問し、審査の参考とする場合がある。

①必須項目の審査 (基礎点)

必須項目において、過半数を超える審査員が最低限の要求水準を満たしていないとした場合、基礎点は0点とし提案書は不合格とする。

②必須項目以外の審査 (加算点)

各審査員はそれぞれの提案書を評価基準の細目ごとに5段階評価を行い、全審査員の平均点を細目別の得点とする。5段階評価は次表のとおりとする。

評価区分	評価	採点
A	特に優れている	配点×1.00
B	優れている	配点×0.75
C	やや優れている	配点×0.50
D	普通	配点×0.25
E	最低水準程度	－

※ 平均を算出した結果、端数がある場合、小数点以下第2位を四捨五入する。

③基礎点と加算点の合計が技術評価点となる。

(5) 価格評価点は次の算式により算定する。

価格評価点＝100点×(1－入札価格×1.1／予定価格)

※ 算定の結果端数がある場合、小数点以下第2位を四捨五入する。

令和7年度企業人権啓発セミナー開催業務委託

評価基準表

評価項目	技術提案内容	評価 区分	得点配分			評価基準細目
			基礎点	加算点	合計	
1 業務の基本方針	仕様書の業務の目的をふまえ、業務の実施にあたっての基本方針を記述すること。	必須	10		10	基本方針が業務の目的・趣旨に合っているか。
2 業務の内容及 び実施方法	以下の項目について、具体的に記述すること。 ①講座テーマごとの予定内容等 ②配信日時、期間、配信方法等 ③予定講師及び予定講師等の過去の実績 ④その他	必須	10		95	提案内容は仕様書の内容と整合性がとれているか。
				35		講座の内容は適切か。
				10		配信日時、期間、配信方法等は適切か
				25		各講座の予定講師は適切か
				15		仕様書の内容のほかに、事業の効果を高めるための有効な提案、工夫等があるか。
3 業務の実施体制	本業務の執行体制を明示すること。(各従事者の役割分担、協力体制、外部との連携等)	必須	10		15	業務遂行可能な人員、実施体制となっているか。
				5		県からの要望等に迅速かつ柔軟に対応できる体制が備わっているか。
4 組織の実績等	過去に取り組んだ本業務に類似する業務の実績について、業務名、発注機関（発注元）、業務概要等を記載すること。 なお、講座セミナー等を実施した場合は、チラシ等の添付をおこなうこと。			5	30	提案団体の財政基盤は適切であるか。
				15		業務実施に必要なノウハウや実績を有しているか。
				10		長崎県内に事業所を有しているか。 (有の場合は10点、無の場合は0点)
合 計			30	120	150	